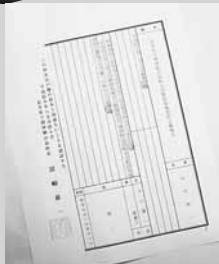




10月1日から

パスポートの新規申請に必要なもの



戸籍抄本(謄本)

6カ月以内に発行されたもの。ご夫婦、親子など同じ戸籍内の複数の方が同時に申請される場合は、戸籍謄本1通で構いません。



一般旅券 発給申請書

役場住民生活課窓口に備え付けてあります。



写真

6カ月以内に撮影し、寸法縦4.5センチ×横3.5センチ、無背景、無帽のもの(本人確認上支障がある場合は、撮り直していただくことがあります)



印鑑

朱肉を使用するタイプのものをご用意ください。



身元が確認 できる書類

運転免許証、住基カード、船員手帳など写真が貼ってあるもの
※コピーは不可



官製はがき

未使用のものに申請者本人の住所、氏名を書いてください(アパート名、部屋番号、郵便番号なども記載してください)。



県の事務権限が一部町に移譲 役場でパスポートの申請可能に

10月1日から、これまで県で行っていた業務の一部が町に移譲され、一般旅券(パスポート)の申請受け付けなどが町役場の窓口で行われることになります。

パスポートの新規申請

▽対象 本町に住民登録している方

※通勤や通学などで、役場での申請が困難な場合は、県の窓口で申請できる場合があります。詳しくはご相談ください。

▽申請受付時間 午前9時～午後4時半(土曜・日曜日、祝日は除く)

※申請から受け取りまでには、土曜・日曜日、祝日を除いて8日程度かかります。

▽新規申請に必要な書類 一般旅券発給申請書(役場住民生活課に備え付けてあります)、戸籍抄本(謄本)、写真、官製はがき、印鑑、身元が確認できる書類

▽手数料 10年旅券：1万6000円

00円 5年旅券：1万1000円 子供用(12歳未満)：6000円

※パスポート受け取り時に収入印紙と県証紙でお支払いください。

◆問い合わせ 役場住民生活課

総合窓口担当 (☎82-3111内線121) または県パスポートセンター (☎019-606-1720) へどうぞ。

◆そのほか移譲される業務

このほか、10月から町に移譲される業務は次のとおりです。

▽町に移譲される業務

- ・特別児童福祉扶養手当や特別障害者手当の申請受け付け
- ・郵便による不在者投票制度における両下肢などの障害の程度に関する証明事務
- ・身体障害者相談員、知的障害者相談員の委託に関する事務
- ・厚生労働大臣が交付する免許(医師、保健師、助産師、看護師、歯科医師など)の申請受け付けと交付
- ・県知事が交付する免許(栄養士、調理師、製菓衛生師、准看護師)の申請受け付けと交付

◆問い合わせ

役場保健福祉課 地域福祉担当 (☎82-3111内線133) または同課健康管理担当(内線160)へ。